

地域医療連携推進法人 相模の国メディカルケアネットワーク について

2024年2月9日

地域医療連携推進法人
準備事務局

地域医療連携推進法人の設置に向けた基本方針

基本方針

昨今の異常気象、地震の活動期入り等、非常時に備えた医療提供体制の構築は喫緊の課題となっています。医療法人同士の連携を進め、安定的な医療体制の構築が望まれます。一方で個人情報保護法やEUの一般データ保護規制（GDPR）に代表される個人データの取り扱いに関しては厳しく規制され、日本でも制度改正が進んでおり、医療法人同士の連携による患者情報の共有については、細心の注意が必要になります。

また日本の就労人口の減少は、人手不足に拍車をかけており、医療業界にあっても業務のICT化が強く望まれています。しかしながらサイバー攻撃は日進月歩で進化しており、医療法人間の個人データの共有については、サイバー攻撃等による情報漏洩と背中合わせになっており、医療法人間のシームレスな連携を進めるにあたり大きなリスクとなっています。

このような環境のもと当法人の医療連携推進業務を「**医療従事者等の共同研修及び相互交流**」と「**災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化**」に絞り、医療法人間での教育やICTを活用した非常時対応の仕組み作りを行うことで、相模原市における地域包括ケアシステムを理解し、連携法人内で地域医療を担う人材の質の底上げを行うとともに災害時、異常時においても安定的な医療提供体制を構築し、結果として、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目のない医療支援を受けられる仕組み作りに寄与することを目指したいと考えています。

医療法人財団愛慈会 理事長 渡邊光康

法人概要

1. 名称	一般社団法人 相模の国メディカルケアネットワーク
2. 医療連携推進区域	神奈川県相模原市
3. 参加法人	医療法人社団 はやぶさ さがみはらファミリークリニック 医療法人社団 さんりつ会 そうわクリニック 医療法人財団 愛慈会 相和病院
4. 設立時の経営体制	<理事> 水上 潤哉（医療法人社団はやぶさ 理事長） 壁谷 悠介（医療法人社団さんりつ会 理事長） 渡邊 光康（代表理事）（医療法人財団愛慈会 理事長） <監事> 長 英一郎（東日本税理士法人 代表社員）

医療連携推進方針

運営方針：

当地域医療連携推進法人で行う医療連携推進業務は、次の2点に限定。

① 医療従事者の共同研修及び相互交流

② 災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化



非常時においても相模原市で切れ目のない医療を提供する仕組みを作る

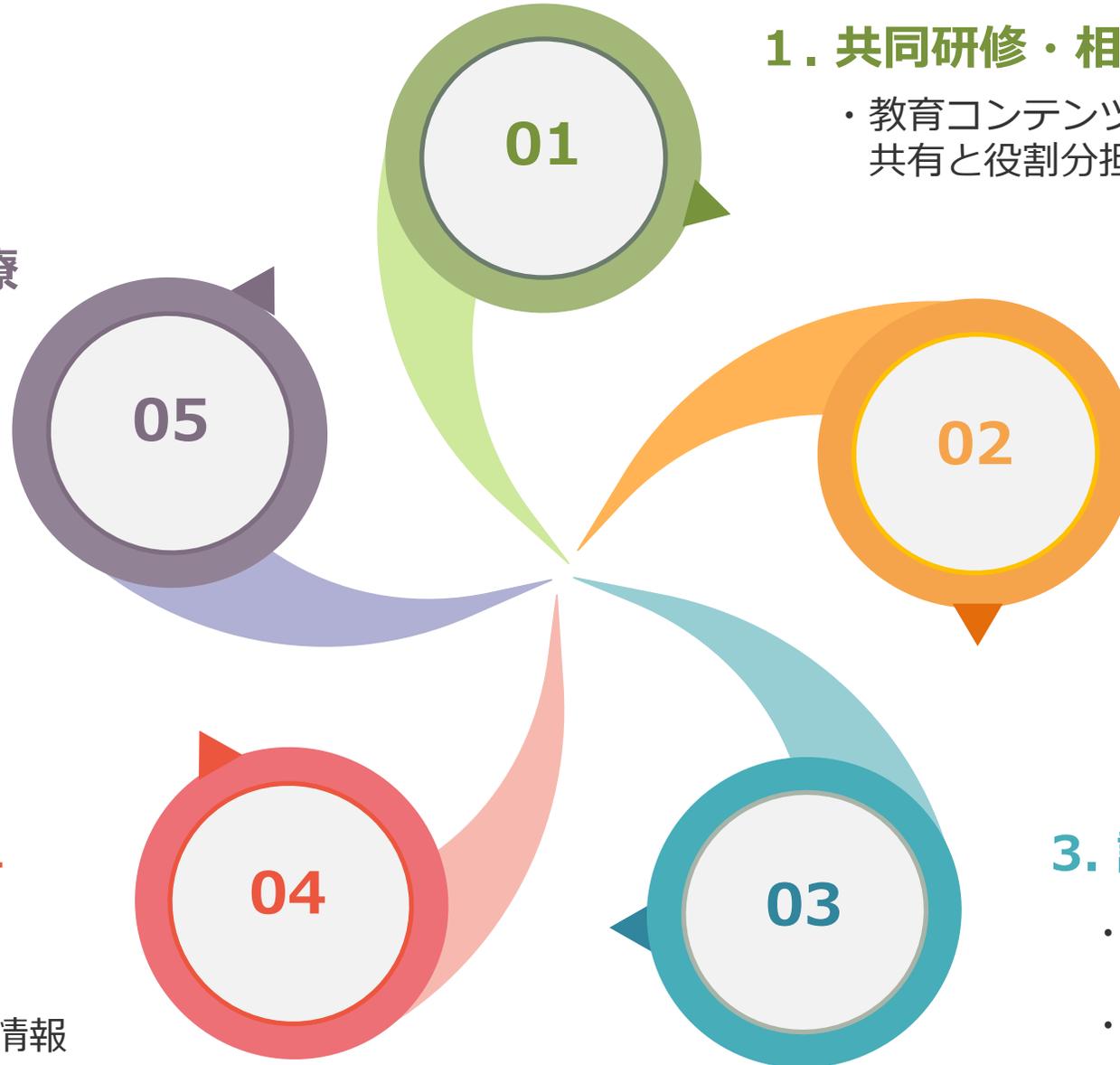
医療連携推進方針・・・具体的な方法

5. 災害時の円滑な地域医療

- ・ 医療スタッフ情報、患者情報の共有
- ・ 非常時を想定した平時の共同研修
- ・ 非常時を想定した通信インフラ等の活用

4. 参加法人間の情報共有

- ・ 医療スタッフの情報共有
- ・ 患者情報の共有
- ・ 非常時の振り分けに関する情報



1. 共同研修・相互交流

- ・ 教育コンテンツ作成・講師・共有と役割分担

2. 顔の見える関係作り

- ・ 災害時、非常時の人的プラットフォーム

3. 訪問診療⇔病院

- ・ 医療スタッフの訪問診療にも対応可能な能力を養成
- ・ 病院において特定症例の研修

議決権を1法人1議決権として 配分する方式

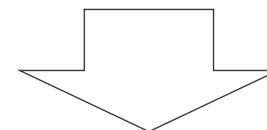
1法人1議決権の事例

- ・ 県北西部地域医療ネット（岐阜）
- ・ 東近江メディカルケアネットワーク（滋賀）

議決権を傾斜配分する方式

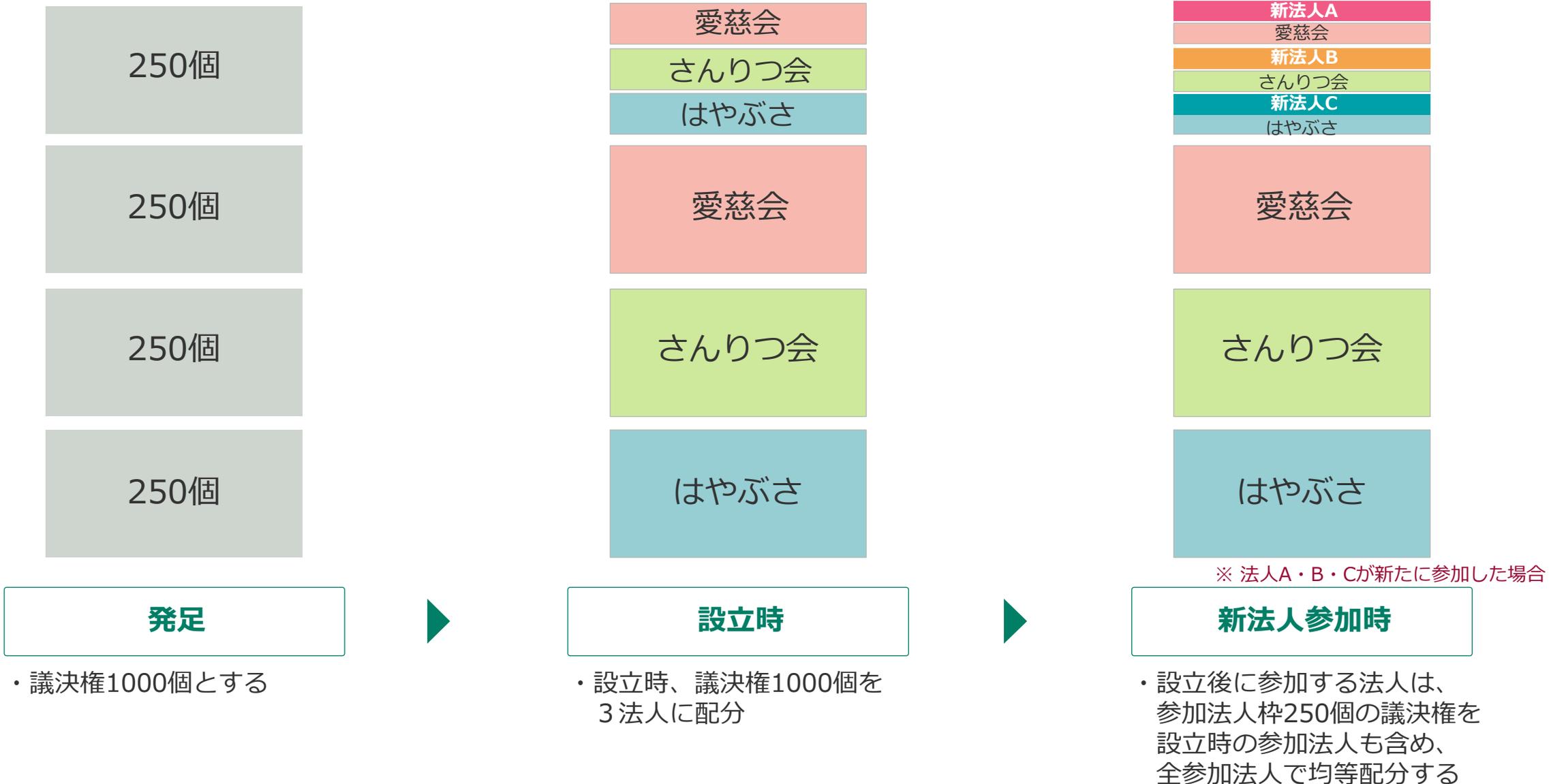
傾斜配分を採用している事例

- ・ 日本海ヘルスケアネット（山形）
- ・ 日光ヘルスケアネット（栃木）



相模の国メディカルケアネットワークでは
傾斜配分方式を採用

議決権の配分についての考え方



発足

- ・ 議決権1000個とする

設立時

- ・ 設立時、議決権1000個を3法人に配分

新法人参加時

- ・ 設立後に参加する法人は、参加法人枠250個の議決権を設立時の参加法人も含め、全参加法人で均等配分する

これまでの経緯と今後の予定

2023年	4月	地域医療連携推進法人について検討を開始
	6月	地域医療連携推進法人の設立準備を開始
	12月	地域医療連携推進法人の評議員の確定
2024年	2月	令和5年度第3回相模原地域地域医療構想調整会議において計画報告
	2月	一般社団法人相模の国メディカルケアネットワーク設立予定

(ご参考)

他法人の議決権の事例（傾斜配分）

A：日本海ヘルスケアネット

（議決権）

第 21 条 社員総会における議決権の総数は 100 個とする。

2 議決権の総数のうち、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に 45 個、一般社団法人酒田地区医師会十全堂に 10 個を配分する。

3 議決権の総数から前項で配分した 55 個を除いた 45 個を、前項の社員を除いた社員に均等割及び病床数に比例した規模割により配分する。なお、均等割と規模割の比率は 1 対 1 とする。各社員への配分数は、小数点以下第一位を四捨五入し、配分数の合計が 45 個を超えた場合、又は 45 個に満たない場合は、配分数の最も多い社員の議決権の増減により 45 個に調整する。

B：日光ヘルスケアネット

（議決権）

第 21 条 社員総会における議決権は、社団医療法人明倫会、学校法人獨協学園に各 3 個、医療法人社団双愛会、医療法人秀明会大澤台病院、社団医療法人栄仁会、公益社団法人地域医療振興協会、社団医療法人英静会、医療法人矢尾板記念会に各 2 個、その他の社員に各 1 個を配分する。

傾斜配分（設立時の3法人へ議決権の75%を配分する理由）について

今回の連携推進法人は、教育と災害対策をテーマにしており、参加法人に関わる職員と患者の情報（以下、機微情報）の共有を必須としています。

機微情報を共有するため、サイバー攻撃などへの対応について迅速に対応する必要があり、議決権を傾斜配分します。

迅速性を求められる理由：

- ―― 平時より情報端末の選定や利用方法の指示
- ―― 情報の遮断
- ―― サービスの遮断
- ―― その他災害時の不測の事態

法律に照らして運営の責任を負うのは設立時の3法人なので（その他の参加法人は法的責任はない）、3法人に議決権の傾斜配分が必要である。

他の連携推進法人の事例（日本海ヘルスケアネット、日光ヘルスケアネット）でも議決権に関して傾斜配分が行われています。

設立時の3法人へ議決権の75%を配分する理由について（その1）

地域医療連携推進法人は、医療法が根拠となり、運営される法人となります。一般に地域医療連携推進法人は、定款の目的の範囲で権利能力を有することになります。

この点、当連携推進法人は、定款の目的を「医療従事者の共同研修及び相互交流」と「災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化」に限定しており、当該定款の目的（目的に関連する管理的業務も含む）の範囲内で当法人は、権利能力を有することになります。従いまして、当連携推進法人は、定款の目的外の行為を行うことはできませんし、行ったとしても当該行為の効果は無効となります。

当該定款の目的のなかで「災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化」は、参加法人間での患者情報の共有化、医療スタッフ情報の共有化が具体的な連携推進業務の一つになります。

特に、患者情報の共有化は、機微情報の共有化であり、ICT機器を活用し、情報を共有化した場合、サイバー攻撃による情報漏洩リスク等が発生します。

サイバー攻撃は、日進月歩で進化しており、情報漏洩リスク等への対応は、日々キャッチアップし機動的な対応が要求される分野になります。平時より情報端末の選定や利用方法の指示、情報の遮断、サービスの遮断等機動的な対応が必要になります。ことさら特に災害等の非常時には、不測の事態に備え、機動的な対応をとれるようなガバナンスの体制を構築する必要があり、当該体制構築も具体的な連携推進業務の一つとなります。

設立時の3法人へ議決権の75%を配分する理由について（その2）

当法人の参加法人は、社員となります。当法人の社員は、定款で定める額の経費を支払う義務を負います。具体的には、年会費10万円の会費と研修業務負担金として年間10万円、災害対応業務負担金として年間10万円を支払う義務を負うこととなります。社員（参加法人）の責任は、当該会費その他の支払いを行う義務のみを負うことになり、第三者への賠償責任等を問われることはありません。

当法人の医療連携推進業務は、サイバー攻撃の対象であり、ICT/AIの活用は必須で、第三者に損害を与える可能性が高くリスクが高い医療連携推進業務となります。当法人は、当該リスクの医療連携推進業務を定款の目的に定めており、当該目的の範囲内で権利能力を有し、事業を行うこととなります。

当該医療連携推進業務には、相応のリスクがありますが、当該業務の法的責任は、理事、監事に帰属し、参加法人には帰属しません。このような連携推進業務には、相応のリスクがあるものの、機微情報の共有による災害時の対応力強化は、地域で必要不可欠な連携推進業務と考えています。仮に情報漏洩等第三者に損害を与える事象が発生した場合には、当連携推進法人の機動的な運営が必要となります。このような緊急時には、社員総会も含めて機動的な意思決定が必要になるものと考えており、損害を最小限にコントロールするため、法的責任を有する設立時の3法人で機動的に意思決定ができるように75%の議決権を有したいと考えています。当法人の議決権については、理事の第三者への損害賠償責任等の法的責任と平仄をあわせ、機動的な法人運営を担保するため議決権の傾斜配分を行いたいと考えています。

連携推進業務の性質・特性に合わせて、ガバナンスの体制を構築する必要があると認識していますので当該連携推進業務の性質・特性に合わせて、理事を務める設立時の3法人で75%の議決権を有することで、持続可能な法人運営とガバナンスを維持したいと考えています。

医療連携推進方針

1.理念・運営方針

理念：

相模原市において地域医療に従事する医療者の教育、および非常時への対応力を向上させることにより、日常の地域医療がより質の高い科学的なものとなり、また非常時においても相模原市で切れ目のない医療を提供する仕組みを作り、最終的には地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的とする。